

居宅介護支援重要事項説明書

ケアプラン 言葉のかけ橋
有限会社 言葉のかけ橋

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

担当：佐藤なおみ 電話：019-651-1017

※ ご不明な点は、なんでもおたずね下さい。

2. 事業所の概要

(1) 事業所番号およびサービス提供地域

事業所名	有限会社 言葉のかけ橋 ケアプラン 言葉のかけ橋
所在地	〒020-0871 岩手県盛岡市中の橋通1丁目13-15
介護保険事業所番号	0370102386
サービス提供地域	盛岡市（旧玉山村を除く）

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 介護支援専門員	主任介護支援専門員 介護福祉士	1名 (兼務)		管理 介護支援	1名

(3) 営業時間

月～金曜日 (祝日営業)	午前 9 時～午後 5 時
-----------------	---------------

※ 土・日曜日および以下の休業日はお休みです。

夏期休業 8月13日～17日 冬季休業 12月29日～1月3日

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 契約の締結

お電話でお申し込みください。担当者が説明にお伺いいたします。当事業所

にケアプラン作成について相談することでご了解いただけましたら、契約書を取り交わします。

(2) 居宅サービス計画の作成

利用者の方やご家族よりお話を伺い、解決すべき課題を明らかにします。必要があれば関わっている居宅サービス担当者等にもお聞きし、できるだけ正しい情報収集に努めます。課題を解決するための居宅サービス計画の原案を作成し、利用者およびご家族に説明し利用者から文書により同意を得ます。サービス担当者会議を開催して作成することもあります。

(3) 経過観察・連絡調整と再評価

利用者の方やご家族と毎月連絡を取り、利用者の状態やサービスの利用状況について把握します。同時にサービス事業者より実施状況を把握し、必要な連絡調整を行ないます。状態の変化や利用者の希望に応じて、居宅サービス計画の変更や要介護認定の再申請のお手伝いをいたします。

(4) 施設入所への支援

利用者が介護保険施設の利用を希望したときは、施設の紹介をする等のお手伝いを行ないます。

(5) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合や、当事業所がその必要性を判断したときは、双方で話し合い、ご了解を受けた後、居宅サービス計画を変更いたします。

(6) 給付管理

居宅サービス事業者より実施状況を把握し、それに基づいて毎月給付管理票を作成した後、岩手県国民健康保険団体連合会へ提出いたします。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援者として認定された方は、介護保険で全額給付されますので自己負担はありません。

保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月当たり要介護1・2は10,860円、要介護3・4・5は14,110円をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日、市等の担当窓口へ提出しますと全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお伺いするための交通費の実費を請求する場合があります。

(3) 解約料

利用者はいつでも文書により契約を解約することができ一切料金はかかりません。

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(3) 秘密保持

① 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は**契約終了後も同様**です。

② 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

③ 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

(4) 賠償責任

事業者はサービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- ① 利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう総合的かつ効率的にサービスの提供を行ないます。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、十分な情報提供と説明を行なうとともに、中立公正な援助を行ないます。
- ③ 関係区市町村、地域の保健医療および福祉サービスと綿密に連携し、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 職務上知り得た情報は、正当な理由なく第三者に提供しません。

(2) サービス利用のために

- ① 介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出下さい。
- ② 調査（課題把握）の方法については、「居宅サービスガイドライン」方式を原則とします。
- ③ 介護支援専門員への研修については内外の研修に参加させております。

(3) その他の事項

- ① 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能です。
- ② 居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち、同一のサービス事業者によって提供された割合を説明させていただきます。

7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

「ケアプラン言葉のかけ橋」

苦情処理担当：佐藤なおみ

電話：019-651-1017

FAX：019-651-1023

受付時間 午前9時～午後5時（月曜日～金曜日）

② その他

当事業所以外に、各自治体の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岩手県国民健康保険団体連合会

電話：019-604-6700

盛岡市介護保険課

電話：019-651-4111

当事業所の概要

法人名称 有限会社 言葉のかけ橋

代表者 代表取締役 佐藤なおみ

法人本部所在地 岩手県盛岡市中の橋通1丁目13-15 (〒020-0871)
電話番号 019-651-1017
法人設立 平成17年7月7日
施設等(種別) **デイサービス 言葉のかけ橋** (通所介護事業所)
ケアプラン 言葉のかけ橋 (居宅介護支援事業所)